

想いを形にする、相続のお手伝い

# あいりん行政書士法人

## 会社紹介

社名	あいりん行政書士法人
登録番号	神奈川県行政書士会 第15090451号
創業	平成26年11月
本店	221-0835 神奈川県横浜市鶴屋町2-12-1カリオカビル6階
アクセス	JR「横浜駅」きた西口より徒歩4分
従業員	10名
保有資格	行政書士、司法書士、相続診断士、終活アドバイザー、遺品整理士、宅建士
事業	・相続・遺言・後見業務 ・相続不動産の売却査定事業 ・老人ホームの紹介事業
対応可能業務相続	相続手続き、家族信託、死後事務委任契約、成年後見、遺言書作成、身元引受、相続放棄
グループ・業務提携	あいりん司法書士事務所・ベイヒルズ税理士法人
ホームページ	<a href="https://souzoku-yokohama.net">https://souzoku-yokohama.net</a>
終活支援	・毎週第2土曜「無料相続相談会」 ・毎月「鎌倉瑞光殿」にて終活セミナー

WEBサイトはこちら



## 代表挨拶

葬儀後の相続手続きについては、「何から始めたらよいかわからない」、「どこに相談すればよいかわからない」といった不安を持たれる方が少なくないと思われます。相続は誰にも必ず訪れるものではありませんが、一生のうち何度も経験するものではありません。そのため、自分で手続をした結果、大きな失敗をしてしまったり、あるいは家族を亡くされて大きな悲しみの中、手続の大変さに疲れきってしまう方もしばしば見受けられます。当事務所では、相続・遺言・成年後見に対する皆さんの不安や煩わしさを和らげ、専門家としてお役に立てるよう精一杯サポートさせていただきます。そして、大げさかもしれませんが、私共の仕事が家族の絆をつないでいくことに少しでも貢献できればと思っています。



うめざわ とおる  
梅澤(旧高橋) 徹

## 相続サポートへの想い

私達の相続サポートは、お亡くなりになられた大切な人の想いを形にするお手伝いをします。ご家族へ故人の想いが明確に伝わるかは、故人の準備によって違います。例えば遺言書をお残しであれば、ご相続手続きはスムーズに終わるでしょう。逆に遺言書の代わりに口頭だけで想いをお残しならば、「お父さんなら巣立った子供に遺産を残すはずがない」「仲が悪い母に遺産を渡すのはおかしい」と、ご相続手続きは終わらないかもしれません。残されたご相続人様が困惑することなく、故人の想いを形に残して、手続きという面で上手に導くのが、我々相続専門家の役目なのだろうと思います。家から一歩も動くことがないように、ご相続人様へのご負担は必要最小限を心がけております。私達は単なる手続き代行者ではなく、ご相続人様の不安に寄り添い、一緒に故人の想いを形にしていく最良なパートナーであり続けたいです。

## お客様に選んでいただくメリット

### 相続サポートの実績

相続の「無料相談件数」  
**600件以上**

「相続サポート件数」  
**年間300件以上**

Google クチコミ  
**100件以上獲得**

お客様にご満足いただける「サービス業」としての価値を提供

- ・お客様への「進捗ご報告」をしっかりと行います。私達は「報告をすること」でお客様の不安を信頼に変えていきます。
- ・感染症対策により面談などの対面接触を最小限に抑えます。
- ・進捗状況を社内に進捗ミーティング。お客様情報をアップデート
- ・専門用語はなるべく使わず伝わるコミュニケーションを目指します。
- ・お客様の作業負担を最小限にします。「印鑑証明を取得して実印を押すだけ」もう役所まで足を運ぶ必要はありません。

相談窓口の一本化を実現! 信頼あるネットワークをご活用いただけます

- ・税理士法人、遺品整理会社、不動産会社など相続専門業者各社と業務提携
- ・信頼できる専門家をご紹介・お繋ぎします。
- ・お客様において専門業者に問い合わせなどの手間が無くなりました。



### 【個人情報の厳守と秘密保持義務】

相続相談ではプライバシーに関わる内容をお伺いすることになりますがご了承ください。なお、国家資格者には秘密保持義務が法律上課されています。これによりお客様のプライバシーは倫理上も法律上も守られることとなりますので話ずらいことも数多くあるかと思いますが、ご安心してお話ください。参考までに法律では次のような条文があります。「司法書士法24条:司法書士は業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。これに違反した場合、司法書士法76条1項により懲役6か月以下罰金50万円以下に課す」